

株式会社ケイズモビリティ 貸渡約款

ご利用前に必ずお読みください。

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

- 株式会社ケイズモビリティ（以下「当社」という）は、この約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 約款は、当社が「わくわくレンタカー」「ケーズレンタカー」その他の名称で運営する営業所（以下「営業所」という）における貸渡しに適用します。ただし、当社が他社とのフランチャイズ契約に基づき運営する営業所については、当該フランチャイズ本部の定める貸渡約款によるものとします。
- 細則は、約款と一体をなし、約款と同等の効力を有するものとします。
- 当社は、約款及び細則の趣旨、法令、行政の通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。
- 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

第1条の2（重要事項の情報提供）

- 当社は、借受人に対し、約款及び細則のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険及び補償制度の内容及び条件、並びに借受人が講ずべき故障・事故・盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還が遅れる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。
- 借受人は、約款及び細則の内容について理解するよう努めるものとします。

第2章 予 約

第2条（予約の申込）

- 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、約款及び当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
- 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

- 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
- 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
- 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 前項の予約取消手数料（キャンセル料）の額及び算定方法は、細則に定めるところによります。
- 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。
- 前2項以外の事由（事故、盗難、不返還、リコール、天災等）による借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により、貸渡契約が

締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

- 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（代替レンタカー）

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
- 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。
- 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

第6条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
- 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸 渡

第7条（貸渡契約の締結）

- 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
- 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
- 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項を適用するものとします。
- 前各項の提示、提出及び同意の取得は、当社が定める電磁的方法によることができるものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）をいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

第 8 条（貸渡拒絶）

- 1 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させるとき。
 - (5) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
 - (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
 - (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
 - (8) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - (9) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、貸渡料金その他の債務の支払いを滞納した事実があったとき。
 - (10) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款の違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (11) その他、当社が不適当と認めたとき。
- 2 前項にかかわらず、貸渡しできるレンタカーがないときも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
- 3 前 2 項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 3 項から第 6 項までを適用するものとします。

第 9 条（貸渡契約の成立等）

- 1 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名（当社が認める電磁的方法による同意の意思表示を含む。以下同じ）をし、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引渡ししたときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第 2 条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第 10 条（貸渡料金）

- 1 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 2 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 補償料金（免責補償料及び NOC 免責補償料）
 - (3) 特別装備料
 - (4) ワンウェイ料金
 - (5) 燃料代及び給油代行手数料
 - (6) 引取配車料
 - (7) その他の料金
- 3 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第 13 条第 1 項においても同じとします）に届け出て実施している料金によるものとします。
- 4 当社が、貸渡料金を、第 2 条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第 11 条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第 7 条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 12 条（点検整備等）

- 1 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）及び第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がな

いこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第 13 条（貸渡証の交付・携行等）

- 1 当社は、レンタカーを引渡ししたときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を、書面又は当社が定める電磁的方法により借受人に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含む）しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、書面により貸渡証の交付を受けたときは、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第 4 章 使 用

第 14 条（借受人の管理責任）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第 14 条の 2（有料道路等の利用）

- 1 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者は、その利用料金を自らの責任において当該有料サービスを提供する者に支払うものとします。
- 2 当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払い等を理由として、レンタカーの自動車登録番号及び日時を特定して当該時点の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報を当該請求者に提供することについて、借受人は予め同意するものとします。
- 3 第 1 項の利用料金等を当社が立替払いしたときは、借受人は、当社が指定する期日までに、これに細則に定める事務手数料を加えた額を当社に支払うものとします。

第 15 条（日常点検整備）

- 1 借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。
- 2 借受人は、契約期間が 2 日以上の場合、使用前に当社が提供する日常点検表に基づき日常点検を実施するものとします。
- 3 契約期間が 30 日以上の場合、当社は、走行距離 5,000km 毎又は 3 か月毎を目安として、レンタカーの点検整備を実施するものとします。借受人又は運転者は、当社が指定する時期及び場所にレンタカーを入庫させる等、当該点検整備の実施に協力するものとします。

第 16 条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の使用目的以外に使用し、又は第 7 条の運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、第三者に使用させ、又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

- (9) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを船舶に航送し、又は島しょ間を移動させること。
- (10) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為（レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為、当社の承諾を受けないペット等の動物の同乗など、レンタカーの汚損又は臭気の原因となる行為を含むがこれに限らない）を行うこと。
- (11) 当社の承諾を受けることなく、灯油、ガソリン等の危険物その他当社又は他の借受人に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を積載すること。
- (12) 当社に対して妥当性を欠く要求をし、又は当社の従業員その他の関係者に対して社会通念上不相当な言動をとること。
- (13) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条（違法駐車）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。
- 4 第25条の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
- 5 借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金（上記(1)と併せ、以下「駐車違反金」という）
 - (3) 探索費用及び車両管理費用
- 6 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社の指定する期日までに前項に掲げる費用の全額を支払わないときは、当社は、第25条の2に定めるところにより、借受人及び運転者の個人情報を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 7 前項にかかわらず、当社が借受人から前項に掲げる費用の全額を受領したときは、当社は、全レ協システムに登録する措置をとらず、又は既に登録したデータを削除するものとします。
- 8 当社は、借受人又は運転者が第5項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとします。

第18条（GPS機能）

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があります、当社所定のシステムにレ

ンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第24条第1項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第19条（ドライブレコーダー）

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があります、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 返 還

第20条（借受人の返還責任）

- 1 借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人が前項に違反したときは、借受人は、第22条に定める料金及び違約料を支払うほか、これにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
- 3 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。この場合、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。

第21条（レンタカーの確認等）

- 1 借受人は、当社立会のもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 3 前項にかかわらずレンタカーの返還後に遺留品が発見された場合、当社は、借受人に対しその引取りについて連絡するものとします。当社からの連絡後7日を経過しても借受人から引取りの申出がないときは、当社は当該遺留品の保管の責めを負わないものとし、これを廃棄することができるとします。ただし、運転免許証、旅券、クレジットカード、現金、有価証券その他法令上所轄警察署への届出を要するものについては、遺失物として所轄警察署に届け出るものとします。

第21条の2（燃料等）

- 1 当社は、燃料を満たした状態でレンタカーを貸渡すものとし、借受人は、燃料を満たした状態でこれを返還するものとします。
- 2 前項にかかわらず、返還時に燃料が満たされていないときは、借受人は、細則に定める給油代行手数料を当社に支払うものとします。
- 3 レンタカーが電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車である場合の充電及び返還時の充電量の取扱いは、細則に定めるところによります。

第22条（レンタカーの返還時期等）

- 1 借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の3倍に相当する額の違約料を支払うものとします。

第23条（レンタカーの返還場所等）

- 借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。
- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の3倍に相当する額の違約料を支払うものとします。

第24条（レンタカーが返還されなかった場合の措置）

- 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対する不返還被害報告及び第25条の2に定める全レ協システムへの登録、並びに車両位置情報システムを利用しレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
 - 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
- 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

- 借受人（貸渡契約の申込をしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」、「運転者」という）は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - 貸渡証作成等、レンタカー事業者の義務を履行するため。
 - 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うため。
 - 貸渡料金その他の債権の請求、精算、未収金の回収及びこれらに関する連絡のため。
 - 自動車、保険、その他当社において取扱う商品・サービス等について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
 - 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 - 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供しません。
 - 借受人又は運転者の同意がある場合
 - 法令に基づく場合
 - 第14条の2第2項、第17条第4項、第17条第6項、第24条第1項又は第25条の2に定める場合
- 当社は、第1項の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。この場合、当社は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- 当社は、保有個人データに関し、本人又はその代理人から、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止又は第三者提供記録の開示の請求があったときは、法令に従い対応します。請求の受付窓口は細則に定めます。
- 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第25条の2（全レ協システムへの登録及び利用の同意）

- 借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人及び運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区のレンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって、貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - 当社に対して第17条第5項に規定する費用の全額の支払いがない場合
 - 第24条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

- 前項の登録がなされた場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第17条第5項による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は、全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第26条（レンタカーの故障）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 事故又は故障によりロードサービスが必要な場合、当社が契約する損害保険会社の補償範囲内で対応いたします。当該補償範囲を超えるけん引及び車両搬送に要する費用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、事故・故障等の原因にかかわらず借受人の実費負担とします。
- 事故又は故障が発生した場所からの借受人、運転者及び同乗者の移動に要する費用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、借受人の負担とします。

第27条（事故）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第28条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第29条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 故障等が、貸渡前に存した欠陥若しくは不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことによる場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第30条（借受人による賠償及び営業補償）

- 借受人は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失又は当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害（ノンオペレーションチャージ。以下「NOC」という）については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。
- 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、毀損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、借受人は、その損害を賠償することを要しないものとします。ただし、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第31条（保険及び補償）

- 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が支払われるものとします。各補償の内容及び免責額の詳細は細則に定めます。
 - 対人補償 1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険により支払われる金額を含みます）
 - 対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）
 - 人身傷害補償 1名につき3,000万円
 - 車両補償 1事故につき車両時価額まで（免責額は、レンタカーを自走により返還できる場合5万円、自走により返還できない場合10万円）
- 保険約款又は当社の補償制度の免責事由に該当するときは、前項の保険金は支払われません。
- 保険金が支払われない損害、及び第1項の限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 第1項第2号及び第4号に定める免責額に相当する損害については、借受人の負担とします。ただし、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは、当社の負担とします。
- 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第31条の2（免責補償制度及びNOC免責補償制度）

- 借受人は、貸渡手続の際に、細則に定める免責補償料を支払うことにより、事故免責補償制度（CDW）に加入することができます。同制度に加入した場合、第31条第1項第2号及び第4号の免責額は当社の負担とします。ただし、NOC及びレッカー費用は免除されません。
- 借受人は、貸渡手続の際に、細則に定めるNOC免責補償料を支払うことにより、NOC免責補償制度に加入することができます。同制度に加入した場合、第30条第2項のNOCは免除されます。
- 前2項の制度は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - 約款又は細則に違反したとき。
 - 事故証明書その他当社が必要とする書類を取得又は提出できないとき。
 - 故意又は重大な過失（酒気帯び運転、無免許運転等を含む）による場合。
- 前項に該当するときは、借受人は、第31条第3項及び第4項の負担のほか、細則に定める違約金を当社に支払うものとします。
- 第1項及び第2項の制度は、いずれも任意加入とし、加入条件、料金、適用範囲その他の取扱いは細則に定めるところによります。貸渡手続の

完了後の加入及び解約はできないものとし、同一の貸渡期間中において是最初の事故等についてのみ適用します。

第8章 解除

第32条（貸渡契約の解除）

- 当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款若しくは細則に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
- 前項により貸渡契約を解除したときは、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。この場合、借受人は、次条第2項に定める解約手数料を当社に支払うものとします。
- 借受人は、第1項の解除により当社に生じた損害を賠償するものとします。

第33条（同意解約）

- 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = {（予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡から返還までの期間に対応する基本料金）} × 50%

第9章 雑則

第34条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第35条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条（代理貸渡事業者）

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、第12条、第16条、第25条、第25条の2、第26条から第28条まで（ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）及び第39条に関する事項は除くものとします。

第38条（準拠法等）

- 準拠法は、日本法とします。
- 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第39条（約款及び細則の変更等）

- 当社は、約款及び細則を変更することができるものとし、また、約款の細則を別に定めることができるものとします。
- 当社は、約款及び細則を変更するときは、変更する旨、変更後の約款及び細則の内容並びにその効力発生時期を、当社のウェブサイトへの掲載、営業所における掲示その他の適切な方法により、当該効力発生時期が到来するまでに告知するものとします。
- 当社は、約款及び細則を、次のいずれかの方法により借受人に対して示すものとします。
 - 営業所において公衆の見やすいように掲示すること（電子機器への表示を含む）。
 - 当社のウェブサイトに掲載すること。
 - 書面（電磁的方法を含む）により交付すること。
- 当社は、前項のほか、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款及び細則の概要を借受人に提供するものとします。

第40条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額に応じ、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この約款は、2026年8月1日から施行します。
- 2 この約款の施行に伴い、「わくわくレンタカー貸渡約款」（令和6年11月1日施行）及び従前の「貸渡約款」（平成28年11月1日施行）は廃止します。

株式会社ケイズモビリティ